

決算審査特別委員会

委員長報告(案)

令和4年12月22日

令和3年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 ICT教育の加速化について (教育委員会)
- 2 元健康増進センター等庁舎管理費について (福祉保健部)
- 3 債権回収のあり方について (生活環境部・総務部)
- 4 高度技能・技術人材育成プログラム開発について (商工労働部)
- 5 令和3年度国土交通省所管補助金の受入手続の不備について
(県土整備部・総務部・会計管理局)

決算審査特別委員会委員長報告

(令和4年12月22日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第14号「令和3年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について」、議案第15号「令和3年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び令和3年度鳥取県営企業決算の認定について」、及び議案第16号「令和3年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第19号「令和3年度決算の認定について」、以上4議案につきましては、決算審査の結果を令和5年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（浜田 一哉 主査）、福祉生活（銀杏 泰利 主査）、農林水産商工（鹿島 功 主査）、地域づくり県土警察（常田 賢二 主査）、公営企業（森 雅幹 主査）の5分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

(審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、ICT教育の加速化について であります。

GIGA スクール構想により一人一台の情報端末が整備され、各校で活用が進む一方、十分に活用されていない学校も一部に見られるなど、進展の度合いに差が生じています。

学校教育現場はコロナ禍で転換期を迎えており、教育の不公平感を生み出さないためにも、ICT 機器活用による遠隔教育など休校時の学習機会の確保を行い、学びを止めない体制の確立が急務となっています。

そのためには各教員の ICT 活用指導力の向上が必須となりますが、業務多忙等を理由に研修受講が困難という状況が見られます。

各校において校長を中心とした管理職がリーダーシップを発揮して教育活動に ICT を取り入れ、教員の働き方改革を行うことで教員が研修受講できる環境づくりにつなげるべきであります。

また、児童生徒が県内のどの学校においても学ぶ機会を逃すことのないよう、外部委託なども含めた ICT 支援員の一時的増員などにより、各校の ICT 指導力向上を図るとともに、業務の負担軽減を図り、ICT を最大限活用した教育の質の向上に向けた取組を加速させるべきであります。

第2点目は、元健康増進センター等庁舎管理費について であります。

旧東部健康増進センターにおいては、平成 11 年 3 月の用途廃止以降、土地の一部は、高速道路交通警察隊鳥取分駐隊庁舎、原子力防災支援基地が整備され所管替され活用されていますが、その他は有効活用されていない状況が長く続いています。

本来であれば、用途廃止された段階で、有効活用、売却等について検討されるべきですが、十分な対応ができていなかったものと考えられます。

現状において、建物は老朽化しており、一部では雨漏りにより床が腐敗し危険な箇所もあります。感染症対策用の衛生用品等の保管のために一部利用されていますが、その他、今後、有効な活用が見込まれるとは言い難い状況です。

建物地下にある電気・機械設備は同一敷地内にある施設事業者と共用している状況であり、電気事業法上で必要となる点検費用は県と事業者で折半して支払いをしています。また、センター建物の機械警備、消防設備の点検・保守の料金も生じています。

これらの経費は建物がある限り毎年生じ続けるものであり、建物を解体撤去し廃止することも含め、県有施設・資産有効活用戦略会議とも連携して、今後のあり方を検討すべきであります。

第3点目は、債権回収のあり方について であります。

県営住宅明渡等請求事件損害賠償金等の過年度分の債権回収について、任意交渉により取り組まれています。債務者が住所不明となったことから請求事

務ができないまま消滅時効の期間が経過し、その後居住地が判明しても請求した際に消滅時効の援用をされる事案が多く生じています。

令和4年3月末時点で時効期限を経過している債権が62件ありますが、これまで強制執行又は支払督促といった法的手続きは検討されておらず、十分な対応ができていなかったものと考えられます。

このように、法的手続きの検討がされないまま時効期限を迎え、援用により不納欠損処理されているものは、全庁的な問題であると考えますが、令和3年度から発足された鳥取県税外債権管理プロジェクトチームにおいて法的手続き等のあり方について検討し、適切な債権管理に取り組むべきであります。

第4点目は、高度技能・技術人材育成プログラム開発についてであります。

県内企業の高度技能・技術人材を育成するため、県は平成30年に調査研究機能の一部が県内移転された「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校」と連携し、重点分野における職業能力開発体系の整備と、各企業の人材開発プランの作成を推進しています。まずは、自動車分野について人材開発プラン作成を進めていますが、プラン作成にかかる労力等が障害となり、実際取り組んでいる企業はわずか3社のみという状況です。

県内中小製造業においては、技術者の高齢化による世代交代や人手不足を背景に、社内における技術の伝承・共有、体制の見直しが喫緊の課題となっていますが、技術やその習得方法、組織の在り方等の見える化は、県内企業や産業全体の持続的発展のためにはなくてはならないものです。

より多くの企業がプラン作成に取り組むように、プラン作成企業の数値目標を設定し、作成作業の軽減や経営者等の意識啓発に向けて支援方法を改善すべきであります。

第5点目は、令和3年度国土交通省所管補助金の受入手続の不備についてであります。

国庫補助金をはじめとする国庫支出金は、本県財政において歳入決算の2割程度を占める主要で貴重な財源であります。

中でもこれまで数十年にわたって国に要望し財源を確保してきた道路事業に関しては、ミッシングリンク解消など高規格幹線道路整備を進めることで、県民の安全・安心や地域経済の活性化をもたらす本県において必要不可欠な重点事業であることは言うまでもありません。

しかしながら、令和3年度の国土交通省所管の道路事業補助金について、国費受入手続不備により当該年度の歳入処理が行われず24億8,600万円余もの歳入欠かんを生じました。

背景として、新型コロナウイルス感染拡大防止のため通常とは異なる勤務体制だったことや会計処理システムの起動不具合などの不測の事態が重なるという事情が

あったとはいえ、担当課内や会計管理局を含めた部局間の連携などにより、防ぐことのできた不備であることは指摘せざるを得ません。

既に国費事務に係る全庁的な再発防止策が講じられているところではありますが、今般の事務手続不備は本県の国庫支出金の取扱いや公共事業そのものに対する姿勢をも問われかねない、国や県民に対する信義則にもとる事態と捉え、改めて職員の意識改革を図り国費事務に係る改善策の運用を徹底するとともに、組織体制を整えるなど今後さらなる業務適正化（内部統制）を推進されるべきであります。

審査意見は以上であります。